

諮問日：平成29年12月6日（平成29年度（最情）諮問第65号）

答申日：平成30年4月20日（平成30年度（最情）答申第5号）

件名：最高裁判所が国民審査を受ける裁判官のアンケート回答を送付した際の文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「最高裁が、朝日新聞社等の報道各社からの依頼に基づき、第24回国民審査を受ける最高裁判所裁判官のアンケート回答を送付した際に作成し、又は受領した文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は存在しないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年11月14日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

国民審査に付された最高裁判所裁判官から受け取ったアンケート回答書は、報道機関に送付済みであるため、存在しない。また、最高裁判所において、アンケート回答書のほかに作成し、又は取得した文書はない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

① 平成29年12月6日 諮問の受理

- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 平成30年1月19日 審議
- ④ 同年3月23日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、国民審査に付された最高裁判所裁判官から受け取ったアンケート回答書は報道機関に送付済みであり、そのほかに作成し、又は取得した文書はないとのことであり、当該アンケートが報道機関から最高裁判所裁判官に対して依頼されたものであることを踏まえるならば、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正 人